

## 議第177号

### 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第1項および第2項中「および野洲市」を「、野洲市および高島市」に改める。

#### 付 則

- この条例は、規則で定める日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(9)の項中「、高島市」を削り、同表(9)の2の項中「および野洲市」を「、野洲市および高島市」に改める。